



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	乙第1891号
学位記番号	論 第3号
氏名	原口 耕一郎
授与年月日	平成 30年 3月 26日
学位論文の題名	隼人と日本書記 Hayato and Nihon-Shoki
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 阪井芳貴、山田敦

博士論文審査及び試問結果報告書

2018年2月17日

審査委員(主査) 吉田一彦

名古屋市立大学大学院学則第17条及び名古屋市立大学学位規程第10条に基づき、
次のように博士學位論文審査及び試問結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名
別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題
別紙1のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨
別紙2のとおり
- 4 学位論文審査の要旨
別紙2のとおり
- 5 試問の結果の要旨
別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見
別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名
主査	教授	吉田一彦
副査	教授	阪井芳貴
副査	教授	山田敦
副査		

* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

申請者	(ふりがな) 氏 名	はらぐちこういちろう 原口耕一郎
	生年月日	1974年7月29日
申請に係る 学位論文の表題		隼人と『日本書紀』

(別紙2)

3 学位論文の内容の要旨

本論文は、南九州の「隼人」について、その概念および実態を考察し、隼人の問題から古代天皇制の特質と『日本書紀』の性格を解明しようとするものである。

まず、「序章——本博士論文の視角——」では、これまでの『日本書紀』研究を振り返り、あわせて天皇制の成立とその意義についてのこれまでの研究成果を確認した上で、『日本書紀』研究に対する申請者の立脚点を明確にしている。申請者は、『古事記』『日本書紀』をそれぞれ別個の作品と見る立場が読解として妥当であり、記紀は「歴史的事実」や「真実」に立脚して書かれたものとは評価できず、古代天皇制にとっての「あるべき姿」としての歴史が表明された書物と見るべきだとする。また、江戸時代以来の『古事記』『日本書紀』の出典論に関わる研究が多くの成果をあげてきたことを高く評価し、本論文もそれらの成果を継承し、さらに発展する立場にあることを述べる。

「第1章 隼人論の現在」では、「隼人」概念について、現段階における研究を総括して概念の明確化を行ない、あわせて考古学の研究成果を参照して、概念と実態の齟齬について検討、考究している。結論として、古代南九州の人々が「隼人」とされたのは、時間的には天武朝から9世紀初頭までのおよそ120年間のことであり、空間的には薩摩・大隅両国域の在地系住民に限られるとする。そして、「隼人」とは古代天皇制によって「上」から「一方的」に作りだされた存在であって、実態をとともなう民族概念とは評価できず、むしろ「政治的概念」と見るべきだと論じた。したがって、「隼人の文化」なる概念は成立困難であると指摘する。関連して「補論1 隼人の名義をめぐって」において、「隼人」の名義について通説的理解は成り立たないと論じ、漢籍、中国思想にみられる「隼」のイメージが大きな影響を与えていると説いている。そして、「隼人」なる呼称は天武朝に王権から設定されたもので、それは中国思想を用いた理念的な名義であったと論じる。『易経』には悪人や小人の象徴として「隼」が登場し、また『国語』には夷狄に関わるものとして「隼」が登場する。このように、漢籍、中国思想に「隼」がマイナスイメージで登場することに注目すべきだとし、中国思想の夷狄についてのイメージをもとに「隼」の用字がなされたと結論する。

次いで、「第2章 『記・紀』隼人関係記事の再検討」では、『古事記』『日本書紀』に見られる隼人関係記事をすべて検討して、その一つ一つの史料批判を行なっている。ここでは、漢籍との詳細な比較対照を行なうことにより、『日本書紀』出典論の視座から、これらの記事の文献学的な特質を考察している。結論として、『古事記』『日本書紀』の天武朝より前の部分に記される隼人関係記事の中には、中国史書に典拠を持つ造作と評価される記事がいくつか見られ、それ以外の記事についても漢籍や中国思想による潤色が認められ、史実にもとづ

く記事と評価することは困難であると説いた。そして、これらの記事は『古事記』『日本書紀』の作成者たちの政治思想を表明したものと理解すべきものであり、8世紀初頭の思想史の史料と位置づけるべきだと論じている。

続けて、「第3章 大宝令前後における隼人の位置づけをめぐる」では、天武朝から養老年間にかけての政府の対隼人政策を分析して、近年の伊藤循の隼人論を批判して自説を補強する。申請者は、①隼人の法的位置づけ、②隼人のイデオロギー的位置づけ、③実際の対隼人政策の三者に注目してそのそれぞれについて明確化を行なった。③については、隼人が蝦夷・南島人と区別して扱われ、化外の夷狄ではなくなるのは、和銅三年～養老年元にかけてのことであると論じた。そうであるなら、①②③はそれぞれに少なからざるズレを有しているとした評価できず、隼人に関する法の規定と政策の実態とは一致しない場合があることに注目しなければならないとして、隼人の実態と、史書の記載にはズレが見られることを明らかにした。

つづけて「第4章 「日向神話」と出典論」では、まず、隼人の服属をテーマとする「日向神話」(海幸山幸神話)は中国の仏教類書『法苑珠林』によって文飾されているとする学説——河村秀根から瀬間正之に至る学説——の妥当性を再確認する。その上で、記紀で「日向神話」の舞台とされているのは、隼人だとされた人々の居住区と見るべきで、それは宮崎県ではなく、現在の鹿児島県本土域と理解されたとした。さらに、この話は伝統的に語り継がれた神話と見るべきではなく、皇統による地上世界支配および隼人に対する支配をイデオロギー的に正当化するために新たに創作された神話であると結論する。

さらに、「第5章 「日向神話」の隼人像」では、「日向神話」に描かれる隼人像の分析がなされ、隼人が呪術的に王権を守護する姿は8世紀初頭まで確認することができず、それ以後に、後事的に設定された姿であることを明らかにした。そして、「隼人舞」の奏上は8世紀初頭の和銅3年～養老年元頃の成立と見るべきであって、隼人を王権守護の性格を持つ存在として設定したのも、同じ時期のことと推定されると論じる。以上の分析に立脚して、申請者は、「日向神話」に描かれるような隼人の服属的な姿は、8世紀の政府が求めた隼人像であったと結論している。関連して、「補論2 「神武東征」の成立」において、最近の研究成果を吸収し、「神武東征」神話の成立過程について新たな理解を提示する。申請者は、「神武東征」神話が創作されたのは、他の『古事記』『日本書紀』隼人関係記事との関係から考えて8世紀に入ってからのことであるとする。そして、近年の『日本書紀』区分論研究の成果を吸収して、『日本書紀』の編纂過程で草稿段階の『日本書紀』の改変が行なわれ、あとになってから原β群の部分に隼人や「日向」の要素が加えられていき、それに整合させて「神武東征」神話を巻二(神代下)から巻三(神武紀)へと移したと論じ、『日本書紀』記述の改変時期は和銅年間～養老年間のことだとした。

「終章——隼人、天皇、『日本書紀』——」では、本論文における議論を総括し、『古事記』『日本書紀』に描かれる隼人関係記事は8世紀初頭の政府の政治思想を表明したものであり、記紀の天武朝以前の記事をただちに隼人の実態に結び付けて理解するような読解は妥当ではないと説く。そして、「隼人」は政治的に上から設定された概念であって、民族の実態に基づくような概念ではなく、記紀に描かれる隼人像は8世紀の政府が求めた隼人像の表現にほかならないと論じる。その上で、「『日本書紀』はいかにしてつくられたのか」という命題の重要性について、古代史研究者および上代文学研究者は、これまで以上に自覚的でなければならぬと論じ、そのような作業は飛鳥・奈良時代の歴史や文化の解明にとって重要であるばかりではなく、日本思想史という文脈の上に『日本書紀』を位置付けることにも繋がると説いて論文を閉じている。

以上、本論文は申請者が多年にわたって研究してきた隼人関係の論文を再構成してまとめ、新稿を加えて博士の学位請求論文としたものである。各章の初出掲載は次の通りである。なお、本論文は単著の学術書として刊行されることが予定されている。

序章 ——本博士論文の視角——

「隼人研究の背景」（宮崎考古学会編『宮崎考古』第24号、2013年）に加筆修正。

第1章 隼人論の現在

「『記・紀』隼人関係記事の再検討（一）」（名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究』No.9、2008年）、「隼人論の現在」（古代学協会編『古代文化』第66巻第2号、2014年）に加筆修正。

補論1 隼人の名義をめぐって

「隼人論の現在」（古代学協会編『古代文化』第66巻第2号、2014年）の一部に加筆修正。

第2章 『記・紀』隼人関係記事の再検討

「『記・紀』隼人関係記事の再検討（二）」（名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究』No.15、2011年）に加筆修正。

第3章 大宝令前後における隼人の位置付けをめぐって

「文章表現からみた隼人」（大隅国建国一三〇〇年記念事業実行委員会・霧島市・霧島市教育委員会編『大隅国建国一三〇〇年記念シンポジウム資料集 大隅国建国がもたらしたもの』、2013年）、および「大宝令前後における隼人の位置付けをめぐって」（加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』、大和書房、2015年）の二本をあわせ加筆修正。

第4章 「日向神話」と出典論

「『日向神話』と南九州、隼人—出典論との関わりから—」（鹿児島地域史研究会編『鹿児島地域史研究』No.5、2009年）に加筆修正。

第5章 「日向神話」の隼人像

「日向神話」の隼人像（名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究』No.23、2015年）に加筆修正。

補論2 「神武東征」の成立

「日向神話」から神武東征へ（瀬間正之編『古代文学と隣接諸学 No.10 『記紀』の可能性』、竹林舎、2018年刊行予定）に収録予定。

終章 ——隼人、天皇、『日本書紀』——

「日向神話」の隼人像（名古屋市立大学大学院人間文化研究科編『人間文化研究』No.23、2015年）などの一部に加筆修正を行ったが、ほぼ新稿。

4 学位論文審査の要旨

最終試験は、1月30日（火）午後4時より、人間文化研究科会議室において、約120分間にわたって公開審査として実施された。申請者、審査委員以外に4名の出席者が最終試験を傍聴した。

最初に学位申請者から、論文の概要、研究の目的、研究の方法、研究史上の位置と意義、今後の研究計画と展望などについて説明がなされ、その後質疑応答が行なわれた。

質疑では、最初に山田敦委員（副査）から、隼人研究にとってこの研究はどのような意義を有するものかという質問がなされた。申請者は、これまでの隼人研究は史料の記述からただちに実態に向かうような研究が多く、したがって社会経済史的、制度史的な研究が大半を占めてきた。それらに対し、本論文は史料批判研究に力を入れ、そこから古代天皇制はなぜ「隼人」を必要としたのか、さらに「隼人」像はどのように造形されていったのかを明らかにしたものであって、思想史的、政治史的な研究になっている。それがこの研究の新しさであり、オリジナリティーだと考えているとの解答がなされた。

次に、阪井芳貴委員（副査）から、論文全体としてはやや重複があるように感じられるがどうかとの指摘がなされた。申請者は、既発表論文を集成した論文集形式の学位請求論文になっているので若干の重複があるが、それは初出の形を残したかったからで、単著として刊行する際にはもう少し重複部分を整理する予定であるとの返答がなされた。

次に、阪井委員から本論文では「熊襲」について全く言及がなされていないが、どのような意図によるものなのかとの質問がなされた。申請者は、隼人と熊襲との関係について、これまでの研究史を振り返るに、説得的な論はまだ一つも提出されていないように判断される。

「熊襲」に関しては、ここ約20年間で2本の論文が発表されているが、どちらも明確な論

拠を示すような立論になっておらず、「熊襲」とは何かを解明するまでの道のりはなお遠いと感じている。自身としても今後の課題として考えていきたいとの返答がなされた。

次に、阪井委員から今後の申請者の研究の方向性と展望はどのようなものかとの質問がなされた。申請者は、まずはこの学位請求論文を単著として刊行することに力をそそぎたい。すでに出版社も決まっており、細部の調整を経た後にできるだけ早く研究書として刊行したい。その後は「蝦夷」についての研究を進めていきたいと計画しており、隼人と蝦夷とを比較研究しながら古代国家論、天皇制論を展開したいとの返答がなされた。さらに、申請者は、『日本書紀』の史料研究についても関心が深く、この方面についても新たな研究を進めていく所存で、特に「詔勅」の研究を進めていく予定であるとの決意表明がなされた。それには中国の詔勅と『日本書紀』さらには『続日本紀』の詔勅とを詳細に比較対照する作業をさらに進める必要があり、出典論研究の視座から、これまで必ずしも十分な研究がなされてこなかった詔勅の解明を行ないたいと述べた。

次に、吉田一彦委員（主査）から、研究史の理解について、神野志隆光説についての申請者の評価はよくわかったが、津田左右吉の記紀研究についてはどのように評価しているかとの質問がなされた。申請者は、津田左右吉の研究は研究史上重要なものだと考えているが、ただ、神野志隆光説とは異なって、記紀の段階的成立を説いているところには賛同できず、6世紀の段階で『帝紀』『旧辞』が成立したと論じる部分については研究史の中ですでに克服されていると理解しているとの返答がなされた。

次に、吉田委員から、天皇制度の特質についてどう考えているか。日本の天皇制度の政治体制上、あるいは思想上の特質は何と考えているかとの質問がなされた。申請者は、日本の天皇制、特に初期天皇制の特質は、それがきわめて理念的なものだったところにあると理解している。天皇制の成立期においては外見を整える必要が重視されていたと理解しており、空間的支配の周縁部に関しては、南島については実質的な支配のめどがついているのに対し、蝦夷はそうになっていなかった。それが政治の実態にも、また記紀の記述にも反映していると理解しているとの返答がなされた。

次に、吉田委員から、「日向神話」の理解について、これを隼人が服属する神話と読解することには賛成であるが、『日本書紀』はなぜこのような若い巻の神代紀の段階で隼人が服属したと記述しているのか、そこには何らか隼人にとっての利権が関連しているのかとの質問がなされた。申請者は、「日向神話」は悪者が罪に服す神話として造形されており、服属神話として読解するのが正しいと考えている。それが何らかの利権に関連しているのか否かについては題材も乏しく不明というよりないが、今後の課題として考えていきたいとの返答がなされた。

その他、吉田委員から『日本書紀』の記述の細部の読解や評価について種々の質問がなさ

れ、申請者はそのひとつひとつについて誠実に自身の見解を答えた。

以上の質疑応答を通じて、申請者が広い問題関心をもって隼人関係史料の解析を行ない、独創性ある隼人論を提示するに至っていること、『古事記』『日本書紀』の史料批判について最新の研究成果を吸収しつつ、それをさらに一步も二歩も前に進めるような研究を行なっていること、基礎的な学問的素養に立脚しつつ、今日的な問題設定から研究を深めていることが確認された。

本論文は、隼人について、『古事記』『日本書紀』の関係記事の詳細な史料批判研究を行なって、その記述の信憑性を明らかにしたところが優れており、高く評価される。分析にあたっては、『日本書紀』の出典論研究、区分論研究の最新の成果を積極的に吸収し、その上でそれをさらに自身の視座から前へと進める研究になっている。特に出典論研究の部分については先行研究には見られない、独自の発見があり、それを区分論研究とあわせて立論しているところにオリジナリティーと説得性がある。また、考古学の研究成果や神話研究の成果を踏まえた上で、文献史学の立場からそれらを総合して説得的・妥当な結論に達しているところも高く評価される。

申請者は、結論として、「隼人」は実態をとまなう民族概念とは評価できず、むしろ「政治的概念」と評価すべきだと論じ、それは天皇制度の成立にあたって政治的に創作されたものと見るべきだと論じた。この結論は説得的なものと評価される。また、隼人概念の造形にあたっては、中国の書物、思想が参照されていることを具体的・実証的に指摘しており、これは隼人研究に寄与するばかりでなく、記紀研究に関しても大変有益であり、説得的である。学位論文として高く評価できるものと考えられる。

以上、本論文は、全体として綿密な文献研究がなされていること、研究の独創性が認められること、古代史、文献学、考古学の分野横断研究の視座が示されていることなど、これまでの研究を大きく前進させた学術論文になっていると評価することができる。

なお、史料の引用および先行研究の引用は適切になされており、判定ソフトによる検証も問題ないものであった。

5 試問の結果の要旨

申請者に対して外国語（英語）の試問を実施した。試問においては、日本の歴史・文化に関する英文論文を出題し、それに対して日本語および英文で答えるという小論文形式をとった。提出された申請者の解答については、3名の審査委員が合格とするとそろって判断した。なお、試問については最終試験の実施前にすべて完了することができた。

6 学位授与についての意見

以上の学位論文審査と試問および最終試験の結果に基づき、審査委員は一致して博士（人間文化）の学位を授与するのがふさわしいと判定する。